

○神戸女学院大学情報処理センター規程

2001年4月23日
部長会制定

(設置)

第1条 神戸女学院大学に、神戸女学院大学情報処理センター(以下「センター」という。)を置く。

(所属)

第2条 センターは、神戸女学院大学学長の直属とする。

(目的)

第3条 センターは、本学および本学学生の情報処理に関わる教育・研究の充実に関することを主たる目的とする。

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 情報処理に関わる教育、研究および調査に関する事項
- (2) 情報科学教室の管理、運用および計画に関する事項
- (3) KC-NETの管理、運用および計画に関する事項
- (4) KC-NETと接続されている支線ネットワークの調整に関する事項
- (5) KC-NET接続の承認及び停止に関する事項
- (6) センターが所管する情報関連機器の管理、運用および計画に関する事項
- (7) 神戸女学院大学情報セキュリティポリシーに関する事項
- (8) その他大学の情報処理に関する事項

(情報処理センター運営委員会)

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、情報処理センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 情報処理センターディレクター(以下「ディレクター」という。)
- (2) 図書館長、教務部長
- (3) 情報科学担当教員
- (4) 各学科選出の大学教員〔(1)～(3)と兼任できる〕
- (5) 専任事務職員5名
- (6) 大学事務長、情報処理センター課長

3 2項第4号並びに第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 ディレクターが認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を出席させることができる。

5 委員会は、必要に応じディレクターが招集し、その議長となる。

6 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 議事は、構成員出席者の過半数によって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 第2項第5号の委員の中で大学に所属しない者は、大学関連の審議事項を議決することはできない。

(ディレクターの業務)

第6条 ディレクターは、センターの業務を統括する。

2 ディレクターは、学長が委員会の意見を徴して本学教授会構成員の中から任命する。ディレクターの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、部長会が行う。

附 則

この規程は、2001年4月23日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2006年4月24日から施行し、2006年4月1日から適用する。(2006年4月24日改正)

附 則

1 この規程は、2009年4月1日から施行する。(2009年1月19日改正)

2 この規程の改正にともない、神戸女学院大学 KC-NET 管理運用委員会規程は廃止する。